

乙部市街地まちづくり協定

(目的)

第1条 本協定は、道道乙部港線沿線が中心市街地として、また乙部の歴史・イメージを代表する街並みとして、夕陽や海・山等の自然と調和のとれた「人と自然に優しさと思いやりが感じられるまち」、四季を通じて歩いて生活出来る「明るく安心が感じられるまち」をめざし、住み良い空間の形成を図ることを目的とする。

(方針)

第2条 道道乙部港線沿線では、「歴史と夕陽に抱かれた町」をテーマに、「歴史と夕陽」、「優しさと思いやり」、「活気と明るさ」、「つながりと安心」が感じられるまちづくりを推進する。

(区域)

第3条 本協定の適用する区域は、道道乙部港線の道路拡幅整備事業及び関連町道整備事業の実施区域とする。

(敷地)

第4条 建築物(倉庫・物置・車庫・カーポート等を含む、以下同様)は、道路境界線と壁面との間に、原則1mの空地を確保するものとし、この空地を「ふれあい・わくわく空間」と呼ぶ。

2 建築物前面には、原則駐車場を設置しないものとする。

3 裏側敷地の利用状況に配慮し、必要に応じて隣接宅地所有者間の調整等により、路地空間の確保に努める。

(建物)

第5条 建築物は、概ね建物間口の2分の1以上の壁面を「ふれあい・わくわく空間」に接することし、車庫は原則組み込みとする。

2 建築物は、1階と2階の壁面を庇によって分節し、1階の壁面を「ふれあい・まちなみ形成面」と呼ぶ。

3 庇は、「ふれあい・わくわく空間」に接する壁面全長に設置する。

4 庇の先端高さは地盤面から3mとする。

5 3階以上の建築物を建設する場合、3階以上の壁面は「ふれあい・わくわく空間」より90cm以上後退する。

6 1階の壁面の「ふれあい・まちなみ形成面」は、地場産の木材の使用に努め、木材の生成色を残す。

7 メーター類、タンク及びアンテナ等は、建物の側面、又は裏面に設ける等の工夫

に努める。

8 「ふれあい・まちなみ形成面」の維持保全に努める。

9 建築基準法及び関係法令を遵守する。

(建物の色彩)

第6条 「ふれあい・まちなみ形成面」は、別紙修景色彩デザイン基準による色を用いる。

2 2階以上の壁面は「ふれあい・まちなみ形成面」に調和した色により、夕陽に映えるように配慮し、別紙修景色彩デザイン基準による色を用いる。

(その他の建物)

第7条 将来改造を行う建物についても、この協定に定める事項を適用するものとする。

2 塀、門などの工作物や植栽等についても、景観の統一に十分配慮するものとし、原則高さを2 m以下とする。

3 区域内において、土地、建物等の所有権及び賃貸借権の移転があった場合には、従来の権利者は新たな権利者に対しこの協定の申し送りをしなければならない。

(看板)

第8条 看板は、建物や街路と調和を図るように配慮する。

2 道路境界線より出て設置してはならないものとする。

3 メーカー支給看板の設置は、原則認めないものとする。

4 広告物は最小限の数、面積となるように努める。

5 面付看板は庇の上部に、突き出し看板も原則庇の上部に設置する。ただし、庇下設置の場合は「ふれあい・わくわく空間」の機能を損なわない範囲とする。

6 色彩や素材は景観向上に役立ち、個性を演出するように努める。

(自動販売機)

第9条 自動販売機は、建物に組み込む等の工夫に努め、組み込めない場合は街路と調和を図ることとする。

(「ふれあい・わくわく空間」)

第10条 「ふれあい・わくわく空間」は、歩行者の通行の安全やゆとりを考慮し、できるだけ歩道と同種のもので施工するものとする。

2 「ふれあい・わくわく空間」は、夜間照明を行い、夜間の歩道の安全性と演出に努める。

(シャッター)

第11条 「ふれあい・まちなみ形成面」に設けるシャッターは、街路と調和を図るものとする。

(保全清掃)

第12条 区域内住民は、街なみの景観維持・保全・清掃・除雪等に努める。

(協定委員会の設置)

第13条 この協定に定める事項について、推進、指導及び疑義の判断、審査等を行うため、乙部市街地まちづくり協定委員会（以下「協定委員会」という。）を設置する。

2 協定委員会の設置に関する事項は、別に定める。

(協定に関する事前協議)

第14条 区域内で建築を行おうとする者は、建築確認申請前に計画概要を協定委員会に提出し、説明するものとする。

2 協定委員会は、これを受けて協議し、必要に応じて関係機関の意見を聴取の上承認するものとする。

(協定の修正及び追加)

第15条 この協定の修正及び追加の必要性が認められる場合には、協定委員会で検討した後、協定締結者の3分の2以上の賛成をもって修正及び追加することができる。

(協定の遵守)

第16条 区域内住民は、未来のためのまちづくりを担っていることを自覚し、この協定を遵守するものとする。

(協定違反者の措置)

第17条 この協定に違反した者に対しては、協定委員会が勧告し、停止させることができる。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期限は、協定施行の日から10年とし、有効期限満了の3ヶ月前までに、この協定の適用区域権利者の過半数から申し出のない場合には、さらに5年間有効とする。

(その他)

第19条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、協定委員会においてその都度協議し、定めることとする。

附則 この協定は、平成15年10月15日から施行する。